

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

会津大学条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加者は、入札書に併せて見積内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。)を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合は、当該入札は無効とする。

(3) 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則(平成 18 年公立大学法人会津大学規則第 3 号。以下「規則」という。)第 9 条の規定に基づき、入札保証金は免除する

(4) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(5) 落札者の決定

予定価格の範囲内でかつ最低制限価格を下らない最低の価格をもって申込みをした者から第 2 順位までを落札候補者とし、第 1 順位の者から順に入札参加資格確認を行い落札者を決定する。

(6) 契約保証金

規則第 39 条第 1 項の規程により、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。

(7) 前払金

会津大学工事請負契約約款(以下「約款」という。)で定めるところによる。

(8) 部分払

約款で定めるところによる。

(9) 工期は、平成 28 年 11 月 4 日までとする。ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において、工事発注者（以下「発注者」という。）が指定する日とする。

(10) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(11) 日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) 請負者（以下「受注者」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監

理技術者及び専門技術者を定め甲に通知するときは、経歴書を添付して契約締結後 5 日以内に提出すること。

- (13) 約款第 25 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(請負者の責めにより遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

- (14) 約款 29 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。

第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害に含めないものとする。

- (15) 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者とする。

- (16) 工事請負契約書

公立大学法人会津大学契約事務取扱要領に規定する工事請負契約書(第 7 号書式-3)によるものとする。

- (17) 契約の確定時期

発注者及び受注者両者が契約書に記名押印したとき確定する。

<別記>特約条項

第 1 条 受注者は、会津大学工事請負契約約款(以下「約款」という。)第 3 条第 1 項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。